

# 江別地域複合型ライフケアセンター夢あかり 運営規程

(ユニット型指定介護老人福祉施設)

## (施設の目的)

第1条 社会福祉法人北叡会が開設する江別地域複合型ライフケアセンター夢あかり〔ユニット型指定介護老人福祉施設〕(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者(以下「入居者」という。)に対し、老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、適正なサービスを提供することを目的とします。

## (運営の方針)

第2条 施設は、入居者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等の適切なサービスの提供を行う。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
- 3 施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し地域や家庭との結びつきを重視するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 江別地域複合型ライフケアセンター夢あかり
- (2) 所在地 北海道江別市ゆめみ野東町1番地5

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人(常勤)  
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。
  - (2) 医師 1人(非常勤)  
入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。
  - (3) 看護職員 5人(常勤4人、非常勤1人)  
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事します。
  - (4) 介護職員 53人(常勤29人、非常勤24人)  
入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。
  - (5) 生活相談員 1人(常勤1人)  
入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
  - (6) 管理栄養士 2人(常勤1人、非常勤1名)  
入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事します。
  - (7) 機能訓練指導員 2人(常勤2人)  
入居者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行います。
  - (8) 介護支援専門員 1人(常勤1人)  
施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。
  - (9) 事務職員 3人(常勤2人、非常勤1人)  
一般事務、経理及び庶務に関する業務を行います。
- 2 前項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができるものとします。

(入居者の定員)

第5条 施設の定員は80名とします。

- 2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げる通りとします。
  - ①ユニット数 8ユニット
  - ②ユニットごとの入居定員 10名

- 3 災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできません。

(施設サービスの内容)

第6条 施設で行う指定介護福祉施設サービスの内容は次のとおりです。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排泄
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助

(利用料等)

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとします。

- 2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとします。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 居住に要する費用
  - (3) 特別な食事の提供に要する費用
  - (4) 理美容代など入居者の選択により係るサービスの費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収します。
- 3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収します。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入居者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付するものとします。

- 5 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に 関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け ることとします。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとします。

（要介護認定に係る援助）

- 第 8 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとします。
- 2 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行います。
  - 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行います。

（入退居に当たっての留意事項）

- 第 9 条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとします。
  - 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めます。
  - 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第 4 条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討するものとします。
  - 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入居

者及びその家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

- 6 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載します。

#### (非常災害対策)

- 第10条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

#### (衛生管理等)

- 第11条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行います。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じます。
  - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
  - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

#### (協力医療機関)

- 第12条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めます。
- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めます。

(個人情報保護)

第13条 施設は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- 2 施設が得た入居者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

(苦情処理)

第14条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとします。
- 3 施設は、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとします。

(地域との連携)

第15条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

- 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めます。

(緊急時における対応方法)

第16条 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医へ

の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
  - (2) 事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行います。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、北海道及び市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(身体拘束)

第19条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施します。

(業務継続計画の策定等)

第20条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

3 施設は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持します。



- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存します。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人北叡会と施設の管理者との協議に基づいて定めます。

附則 この規程は、平成23年4月18日より施行します。  
この規程は、平成24年6月1日に一部改定します。  
この規程は、平成26年4月1日に一部改定します。  
この規程は、平成26年9月1日に一部改定します。  
この規程は、平成27年4月1日に一部改定します。  
この規程は、平成28年4月1日に一部改定します。  
この規程は、令和5年6月1日に一部改定します。